

ラオス最低賃金の改正に関するアップデート

2023年8月23日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2023年8月16日付でラオス首相府は、7月の閣議決定に基づき、労働社
福祉省からの最低賃金引き上げの要請に対して合意する告知 (No1502)

(以下、「告知」) を発行しました。前回の最低賃金引き上げは、2022年8
月1日に110万キープから120万キープへ(約80 USD、1 USD=15,000
LAK、2022年8月為替レート)、2023年5月1日からは120万キープか
ら130万キープへ(約75 USD、1 USD=17,000LAK、2023年5月為替レート) 2期間分け
て、10万キープずつ、段階的に引き上げられました(前回の最低賃金引き上げについては、[ニ
ューズレター](#)をご覧ください)。今回の改正は、前回の引き上げから5カ月しか経過してい
ませんが、ラオスキープの不安定化及び物価の継続的上昇に対応した改正と思われます。



2. 告知の内容

告知は、「7月の閣議決定に基づき、2023年10月1日より、最低賃金を130万キープから160万
キープ(約83 USD)¹へ引き上げることに合意する」という内容のみで、現時点においては、詳
細は明らかになっておりません。

なお、7月の閣議においては、公務員、軍人、警察、党組織で働く労働者の最低賃金の引上げに
ついては話し合われておらず、今回の引き上げは、民間企業に雇用されている労働者に対しての
み適用される見込みとのこと²。また、ドルをベースとした場合、8 USD の賃上げにしかな
らず、物価の上昇が続く中で、引き上げ額は十分ではないという評価がなされており、ラオス国
民としては、最低賃金を200万キープ(約102 USD) から220万キープ(約112 USD) まで引
き上げるべきとの声があがっています³。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点をご確認ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括

¹ 2023年8月現在の為替レート (1 USD=19,500LAK)

² 情報元: 2023年8月18日 Laotian Times ウェブサイト (<https://laotiantimes.com/>)

³ 情報元同上 ([https://laotiantimes.com/2023/08/18/laos-to-increase-minimum-wage-for-workers-in-october/#:~:text=The%20Lao%20Prime%20Minister's%20Office,USD%2083\)%20starting%20in%20October.](https://laotiantimes.com/2023/08/18/laos-to-increase-minimum-wage-for-workers-in-october/#:~:text=The%20Lao%20Prime%20Minister's%20Office,USD%2083)%20starting%20in%20October.))

的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家1名を含む合計6名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。